



# 島根県報

平成21年10月23日（金）

号外 第 184 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【告 示】**

道路の区域の変更

（道路維持課） 2

道路の供用開始

（ ” ” ） 3

# 告 示

## 島根県告示第737号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成21年10月23日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考	
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員 延 長			
県 道	掛合大東線	雲南市三刀屋町多久和1186番13地先から同1306番1地先まで	前	A	メートル 3.50～ 9.50	メートル 225.00	雲南県土整備事務所  左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ解消 市道移管
				B	12.00～ 34.00	210.00	
			後 A	12.00～ 34.00	210.00		
"	宇都井阿須那線	邑智郡邑南町宇都井90番8地先から同90番9地先まで	前	A	4.00～ 15.50	75.00	県央県土整備事務所  左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 道路改良工事 仮設道撤去
				B	6.00～ 16.00	30.00	
			後 A	4.00～ 15.50	75.00		
"	川本美郷線	邑智郡美郷町都賀行807番1地先から同191番4地先まで	前	A	4.80～ 6.00	19.00	左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 側溝整備工事 仮設道撤去
				B	4.00	32.00	
			後 A	4.80～ 6.00	19.00		

## 島根県告示第738号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成21年10月23日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	宇都井阿須那線	邑智郡邑南町宇都井154番3地先から同144番1地先まで	メートル 34.00	平成21年 10月23日	県央県土整備事務所	